法務省民一第５８５号
平成２８年６月７日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第一課長
（　公　印　省　略　）

前婚の解消又は取消しの日から起算して１００日を経過していない女性を当事者とする婚姻の届出の取扱いについて（依命通知）

本日付け法務省民一第５８４号をもって民事局長から通達された標記の件については，下記のとおりとしますので，これを了知の上，貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

記

１　再婚禁止期間の起算日

改正後の民法第７３３条第１項では，女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から起算して１００日とするとされているから，初日となる前婚の解消又は取消しの日は期間に算入することとなるので留意すること。

２　「民法第７３３条第２項に該当する旨の証明書」の様式

「民法第７３３条第２項に該当する旨の証明書」の様式は，通達別紙のとおりとされているが，医師から交付されたものであれば，これに準ずるものでも差し支えないこととする。

なお，窓口において相談者等から「民法第７３３条第２項に該当する旨の証明書」の用紙の交付を求められたときは，通達別紙の写しを交付した上で，「診察を受ける者」の欄中にある「前婚の解消又は取消日」の日付は，

離婚の届出日等，法的に前婚の解消又は取消しの効力が生じている日を指し，誤って別の日を医師に申告した場合には，本証明書を作成してもらったとしても，再婚禁止期間内の婚姻が認められない場合があることを十分に説明するものとする。

３　「民法第７３３条第２項に該当する旨の証明書」を提出する必要のない届出

前婚の解消又は取消しの日から起算して１００日を経過していない女性を当事者とする婚姻の届出であっても，前婚の夫との再婚の場合(大正元年１１月２５日付け民事第７０８号民事局長回答)，夫の３年以上の生死不明を理由とする離婚判決によって前婚を解消した場合(大正７年９月１３日付け民第１７３５号法務局長回答),女性が懐胎することのできない年齢(６７歳)である場合(昭和３９年5月２７日付け民事甲第１９５１号民事局長回答)及び3年前から音信不通状態にあり悪意の遺棄を理由とする離婚判決によって前婚を解消した場合(昭和４０年3月１６日付け民事甲第５４０号民事局長回答)など，先例により，平成２７年１２月１６日付け事務連絡発出以前から受理することが相当とされていた届出については，引き続き従前と同様の取扱いとし，その受理のために「民法第７３３条第２項に該当する旨の証明書」を提出する必要はない。